

平成 29 年度行政組織の編成について

1 編成の基本方針

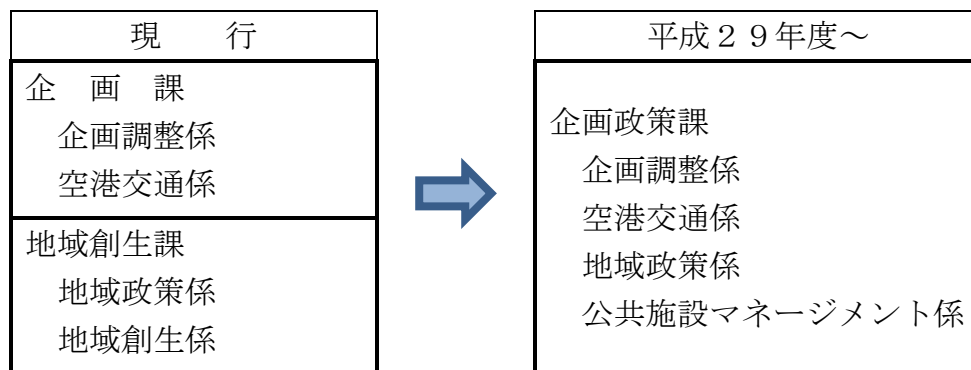
第 2 次総合計画の着実な推進の一方、社会、経済の変化に伴う制度の創設、改正に迅速に対応するとともに、積極的に制度を活用するため執務体制の整備を実施する。

2 編成（改編）の内容（新名称は仮称）

【政策協働部】

- (1) 「企画課」と「地域創生課」を統合し、「企画政策課」に名称変更するとともに、各係の所掌事務等を整理する。

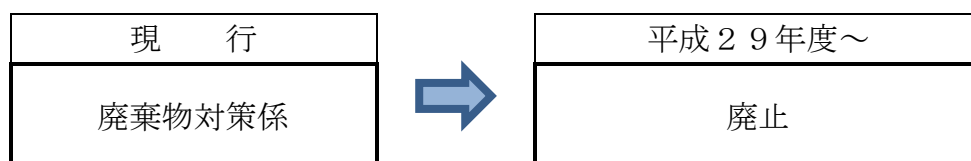
総合計画、総合計画審議会に関する業務(企画課)と総合計画重点プロジェクトの推進業務（地域創生課）に分かれていた総合計画の推進体制を一元化し、一体的に推進するとともに、公共施設及びそれに関連する事務事業を統括し、公共施設のアセットマネジメントを強力に推進するため、企画課、地域創生課を統合し、各係の整理を行う。



【市民生活部】

- (3) 「環境課廃棄物対策係」所管事務を「環境課環境衛生係」移管し、廃止

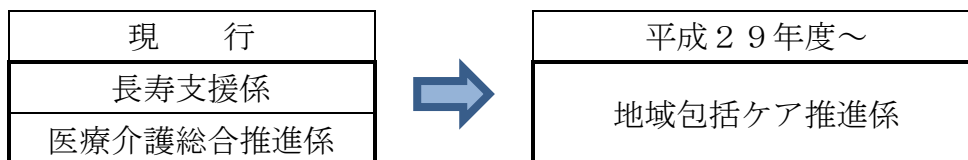
廃棄物対策係が主に所管していた大江地区の廃棄物対策について、次の進展について環境、衛生業務と総合的に対応する。



【健康福祉部】

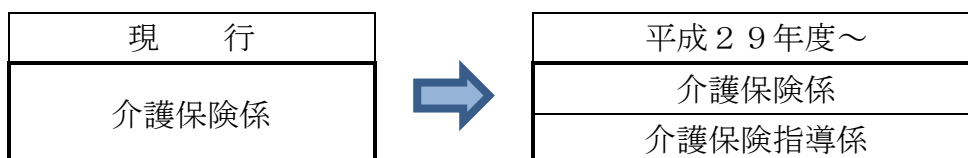
- (4) 「高齢者福祉課長寿支援係」と「高齢者福祉課医療介護総合推進係」を統合し「高齢者福祉課地域包括ケア推進係」に名称変更

地域包括ケアシステムの構築に向け、医療、介護、地域などを連携し、速やかな実現に向け、両係を統合した総合的推進体制を構築する。



- (5) 「高齢者福祉課介護保険係」を「高齢者福祉課介護保険係」と「高齢者福祉課介護保険指導係」に分割

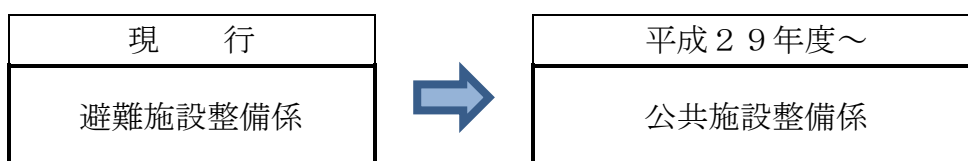
介護保険事業所の指定や指導の権限委譲などをもとに、介護サービス事業者への指導強化、ケアマネの支援などを専門的に行う体制を構築する。



【建設部】

- (6) 「建設課避難施設整備係」を「建設課公共施設整備係」に名称変更

今後公共施設の老朽化に伴う改修、統廃合による整備などに対し、その建築工事部門の技術的な助言、工事の発注、実施面における支援部署を構築する。(現行の避難施設整備業務は引き続き所管)



3 組織数の増減

平成28年4月1日現在	7部	28課	2局	2室	65係
平成29年4月1日現在	7部	27課	2局	2室	64係